

議案第74号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本市が設置する端末装置を介して自動的に住民票の写しその他の証明書等を交付するサービスの導入に伴い、所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1の項中「民間端末機」を「自動交付機」に改め、「民間事業者が設置する」を削り、同表8の項、9の項及び12の項中「民間端末機」を「自動交付機」に改める。

別表第2 4の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月4日から施行する。ただし、別表第2 4の項の改正規定は、公布の日から施行する。